

経営状況分析センター西日本(株)は、皆様のお役に立てますよう「信頼・スピード・誠実」をモットーに迅速かつ正確な分析業務を心がけております。今後共、当分析センターをご利用の程お願い申し上げます。

建設業の担い手確保の頼みは外国人労働者??

建設業界の現在

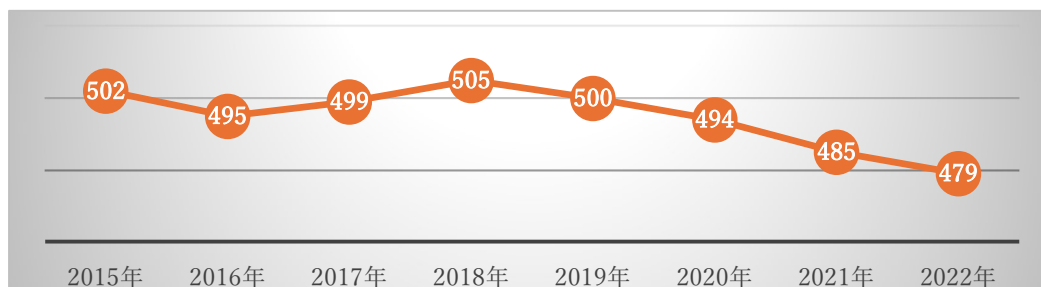
建設業界では、人手不足が深刻な問題となっています。人手不足の原因として挙げられるのが、労働人口の減少や高齢化、給与水準の低さによる新規雇用の減少、建設業の需要拡大などです。

2025年には、建設業の労働人口が約90万人不足すると予測されています。そのため、建設業界の人手不足を早期に解決することが重要であると言われています。

建設業界の人手不足の観点からみた労働力の推移について

建設業界の現在をふまえて建設業界の労働人口の推移を見てみましょう。

建設業界期間別労働力調査(単位:万人)



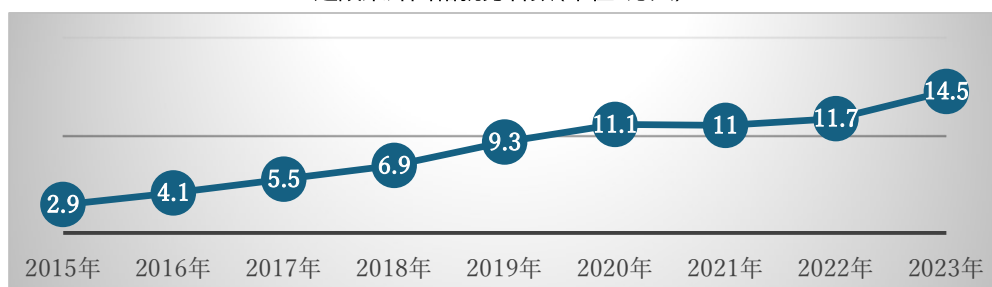
※参考元:総務省統計局の労働力調査より作成

上記のグラフを見ると、建設業界においては、そこまで著しく減少が起こっているわけではないように見えます。従事者の高齢化により就労できなくなった方がいるのに、なぜ労働者数が予想されるほど減っていないのか。それは外国人労働者が急激に増加していることが背景にあります。

建設業界における外国人

近年、建設業の現場には外国人の方が著しく増えています。それは、2019年から特定技能という在留資格が新設されたことにより、技能実習修了後の方も含め就労が可能になったこともあり、その在留資格で建設業に携わる外国人労働者が増加していることが要因のひとつであると思われます。特定技能2号の取得を取得することにより、更新すれば無期限での在留が認められることになり期待が高まっているからとも考えられています。建設業の外国籍就労者数をあらわした下記のグラフでは、2015年から2023年の数字を見比べると約5倍の伸びを見せています。建設業界において外国人労働者が、日本人労働者の減少に歯止めをかけていることが分かります。

建設業外国籍就労者数(単位:万人)



※参考元:厚生労働省 外国人雇用状況の届け出資料より作成

外国人労働者の確保について

現状の建設就労者数は年々外国人労働者が増えてきています。人材の採用ができず人手不足の企業にとっては、外国人の採用を前向きに検討する必要があるでしょう。

ここでは、急激に需要が伸びている特定技能制度について簡単に説明いたします。

【特定技能は、『1号』と『2号』があります】

深刻な人手不足となっている産業分野（建設分野を含めて12分野）において『もっと外国人の方にも活躍してもらおう』と創設された在留資格です。一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れ、技能実習より幅広い範囲での労働を行うことができます。特定技能2号移行で無期限での雇用（更新が必要）が可能となります。

〈特定技能1号の主な特徴〉

- ・在留は最長で5年
- ・海外から家族を呼びよせることはできない
- ・受け入れ機関や登録支援機関による支援の対象（日本で生活する上での様々なサポートが必要）※1
- ・永住審査に必要な「就労期間」にはカウントされない

〈特定技能2号の主な特徴〉

- ・在留資格が更新されれば、継続就労が可能（無期限の在留も可能に）
- ・家族を呼び寄せることができる
- ・受け入れ機関や登録支援機関による支援の対象ではない

特定技能の在留資格を得る主な方法

〈特定技能1号〉

- ・国内又は海外で行われる（一社）建設技能人材機構 JAC が主催する特定技能1号評価試験（土木・建築・ライフライン、設備の3区分）に合格することに加えて、日本語試験に合格することが必要です。

〈特定技能2号〉

- 特定技能2号評価試験に合格することに加えて、国交省が定める一定の実務経験が必要となります。

[建設分野特定技能評価試験 | 建設技能人材機構【JAC】\(jac-skill.or.jp\)](https://www.jac-skill.or.jp/)

特定技能者を雇用する側にも様々な基準や要件が規定されています。社会保険等の法令を遵守し、適切に外国人を受入れることはもちろん、役職員の中から過去2年間に支援実績のある支援責任者及び支援担当者（兼任可）を選任する必要があります。また、建設業にはさらに上乗せされた規制があります。

- ・建設業の許可を受けていること
- ・建設キャリアアップシステムへの登録をしていること
- ・特定技能外国人受入事業実施法人（JAC）へ加入すること及び当該法人が策定している行動規範の遵守等…

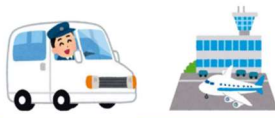
①事前ガイダンス

- ・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

- ・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
- ・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

- ・連帯保証人になる・社宅を提供する等
- ・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

- ・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

- ・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

- ・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

- ・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

- ・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援（人員整理等の場合）

- ・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

- ・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報



※1 受け入れ機関は、特定技能1号者に対しては、様々な支援（サポート）をすることが定められています。（左図の①～⑩）事業所単位での支援が難しい場合は、「登録支援機関」（入管庁公認の外部サポート機関）に、支援の一部または全部を委託することができます。

支援計画の概要（出入国在留管理庁 HP より抜粋）

経営状況分析センター西日本株式会社 [kjbc.co.jp](https://www.kjbc.co.jp/)

Facebookもチェック <https://www.facebook.com/kjbc.co.jp/>